

平成22年度 うきは市住民健診

追加日程のお知らせ


特定健診、がん検診の日程を追加しました。
まだ受けていない方は、ぜひ受診しましょう！

受付時間	7:30～11:00
11月 4日 (木)	うきは市役所西別館
11月 5日 (金)	うきは市役所西別館
11月28日 (日)	うきは市公民館
11月29日 (月)	うきは市公民館

★国保の方へ。特定健診を必ず受けて欲しい3つの理由★

- ①国の定めた特定健康診査の受診率の目標を達成できない場合、市の支出が増える仕組みになっています。
- ②糖尿病、高血圧、脂質異常などの生活習慣病の増加は、医療費増大の大きな原因となり、結果的に保険者皆様の国保税負担が増えます。
- ③肥満、高血圧、糖尿病、脂質異常が重なるメタボリックシンドロームは、心臓病や脳卒中になる危険性が高まります。早めの予防が必要です。

H20年度の特定健診受診率は38%、
H21年度は42%で福岡県内で4位！
今年は1位を目指しましょう！！



あんしん ♥ はやめのガン検診！

うきは市では、がんが死因の一位を占めています。がんは早期発見、早期治療がとても重要ですので、受診をおすすめします。

健診項目	対象者	料金	受診できる場所	
国保特定健康診査 〈生活習慣病予防健診〉	40～74歳の国保有資格者	1,000円	集団健診会場 または健診実施機関（注1）	
	35～39歳の国保有資格者	1,000円	集団健診会場のみ	
基本健康診査 〈生活習慣病予防健診〉	40歳未満 ※保険の種類などは関係なく受けられます。	1,000円	集団健診会場のみ	
がん検診	●結核・肺がん検診（胸部レントゲン）	19歳以上	200円	集団健診会場のみ ★大腸がん検診（便潜血）を希望される方へ★ →事前に検査キットを配布します。 （配布場所：うきは市役所西別館、うきは市民センター2階浮羽市民課、 配布期間：10月25日～11月19日） （平日8:30～17:15） 提出期間：11月4日～11月30日） （平日8:30～16:00）
	●胃がん検診（胃透視）	40歳以上	1,000円	
	●子宮頸部がん検診	20歳以上の女性	1,000円	
	●乳腺がん検診（エコー検査のみ）	30歳以上の女性	500円	
	●マンモグラフィ（エコー検査＋X線）	40歳以上の女性	2,000円	
	●前立腺がん検診（血液検査）	男性	1,000円	
	●大腸がん検診（便潜血検査）	40歳以上	500円	
●肝がん検診（B・C型肝炎血液検査）	40歳以上で、今まで受けたことがない方	1,000円		

※基準年齢は平成23年3月31日の満年齢です。
※各種がん検診の基準年齢は目安です。基準年齢外の方も、希望者は受けることができます。
(注1) 特定健診の健診実施機関は、福岡県医師会加盟の医療機関です。事前に受診できるか医療機関にお問い合わせください。

★★受診の際の注意事項★★ 必ず読んでください！

- ◎特定健診・基本健診・胃がん検診を受ける方は朝ごはんを食べずにお越しください。
- ◎胃がん検診を受ける方は水分もとらずにお越しください。
- ◎血圧・心臓等の薬を服用している方の受診は、主治医に必ずご相談ください。
- ◎マンモグラフィの撮影は、50才未満の方は4枚の撮影、50歳以上の方は2枚の撮影です。
- ◎肝がん検診（血液検査によるB・C型肝炎検査）を、まだ受けたことがない40歳以上の方は、一度受診されることをお勧めします。
- ◎40～74歳の国保の方で、特定健診を受けられる方は、送られてきたみずいろの「特定健康診査受診券」をお持ちください。
※特定健康診査受診券を紛失された方で、健診実施機関で受診される方は、特定健康診査受診券を再発行しますので、保健課にご連絡ください。
- ◎受付票を紛失された方は、集団健診会場の受付で確認ができますので、料金をお持ちになりお越しください。

●問合せ うきは市役所保健課 健康対策係 Tel.75-3111 (代表) 75-4960 (直通)

インフルエンザワクチン接種のお知らせ

**ふかふか
布団に
しませんか！**

申込受付



市では、寝具の衛生管理が困難な高齢者の方等を対象に、**寝具の洗濯・乾燥・消毒サービス事業**を行います。なお、市内の指定業者が寝具の引取り及び納品をします。

■対象となる方

寝具の衛生管理ができない方で、左記のいずれかに該当する方
・65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯
・老衰、身体の障害又は疾病等の理由により寝たきり状態の方

■利用料金

・寝具2点（掛布団、敷布団）610円
・寝具3点（掛布団、敷布団、毛布）640円
・寝具4点（マットレス、ベットパット、掛布団、毛布）790円

■料金の支払 申し込み時に支払をお願いします。

※注意 ①シルクやムートン素材のものは利用できません。②利用者本人の寝具のみが対象です。

■受付期間

10月1日（金）～15日（金）

●回収日 10月下旬

●申請・問合せ

保健課介護・高齢者支援係（市役所西別館）Tel 75-4960、**浮羽市民課**（うきは市民センター2階）Tel 77-2112

高齢者のインフルエンザ 予防接種の実施について

予防接種法に基づく高齢者のインフルエンザ予防接種を次のとおり実施します。インフルエンザは、普通の風邪と違ってこわい感染症です。特に高齢者の方にとっては命にかかわり、インフルエンザに感染すると肺炎・死亡の危険があります。例年ピークは1月から2月。今年もそろそろインフルエンザのシーズンをむかえます。一人一人の予防に対する意識が大切です。**ぜひ12月中旬までには接種を終わらしましょう。**

インフルエンザ3価ワクチンは、季節性インフルエンザと新型インフルエンザの株をもつワクチンです。

3価ワクチンを接種した場合は「2類定期接種」と「新たな新型インフルエンザ接種事業」を受けたこととなります。

◎対象者 65歳以上の方、60歳以上で心臓・腎臓・呼吸器に重い病気のある方。

◎接種料金 千二百円（個人負担金）

◎接種期間 10月1日～3月31日

◎接種機関 福岡県内の医療機関

（旧浮羽郡以外の場合は福岡県広域化契約医療機関）へ直接お申込ください。

新たな新型インフルエンザ接種事業では、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方は自己負担については全

額免除です。↓受診の際には証明書が必要ですが、詳しくは、生活保護世帯員の方は市役所西別館福祉事務所保護係、市町村民税非課税世帯員の方は市役所税務課または浮羽市民課で身分を証明できるものを持参し証明書の申請をしてください。

◆64歳以下の任意接種者について

ワクチン接種は多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後、接種部位がはれたり、熱が出るなどの症状が出るケースもあり、まれではありますが、重い症状を引き起こす可能性もあります。この点をご理解いただいたうえで、任意接種と

ていますので、**個人の判断により接種を受けていただくようお願いいたします。**個人負担金は各医療機関にお問い合わせください。

新たな新型インフルエンザ接種事業では、**任意接種者でも**生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の方は自己負担については全額免除です。↓受診の際には証明書が必要です。詳しくは、生活保護世帯員の方は市役所西別館福祉事務所保護係、市町村民税非課税世帯員の方は市役所税務課または浮羽市民課で身分を証明できるものを持参し証明書の申請をしてください。

●保健課健康対策係 Tel 75-4960

表① 受託医療機関名		電話番号	自院の入院・通院者のみ	一般来院者
浮羽町	上田内科胃腸科医院	77-3588	○	○
	浮羽クリニック	77-7111	○	○
	安元医院	77-2029	○	○
	古賀内科小児科医院	77-2009	○	○
	国武胃腸科外科医院	77-3010	○	○
	国武内科医院	77-7788	○	○
	筑後川温泉病院	77-7251	○	○
	田中医院	77-2443	○	○
吉井町	行徳皮膚科クリニック	77-1247	○	○
	平田外科診療所	77-3588	○	○
	矢野医院	75-2859	○	○
	うすい内科・循環器科	75-2260	○	○
	奥村病院	75-3165	○	○
	菊池医院	75-2711	○	○
	小児科豊田医院	75-2200	○	○
	鳥越胃腸科外科医院	75-4185	○	○
	西見医院	75-2478	○	○
	原鶴温泉病院	75-3135	○	○
	平井内科医院	75-2387	○	○
	坂本内科医院	75-2393	○	○
	医療法人しのぎ整形外科クリニック	76-2100	○	○
杉内科医院	75-2965	○	○	
たかはし医院	75-5850	○	○	
久保山整形外科リュウマチクリニック	75-8100	○	○	
柏木耳鼻咽喉科医院	75-3023	○	○	

▲接種を希望する方は、医療機関等への予約が必要です。上記対象医療機関以外を希望される方も、可否を希望の医療機関にお尋ねください。

うきは市男女共同参画審議委員会委員 2名公募します！

男女共同参画審議委員会は、識見を有する方や市民等の中から市長が委嘱する15名以内の委員で構成され、市長が諮問する推進計画の策定及び変更等の調査審議や男女共同参画推進施策の実施状況等について審議していただきます。

- ◆**公募委員数** 2名
- ◆**応募資格** うきは市内に在住か、在勤、在学している満20才以上の人で、男女共同参画社会の推進に意欲と関心がある方。
- ◆**募集期間** 10月1日(金)～29日(金)
- ◆**委員の任期** 11月30日～平成24年11月29日(2年間)
- ◆**選考方法** 応募書類及び性別や年齢、住所等のバランスを考慮して選考させていただきます。
- ◆**応募方法・問合せ** 男女共同参画課(働く女性の家館内)備え付けの申込用紙に記入し、下記まで郵送または直接ご持参ください。
〒839-1401 うきは市浮羽町朝田562-11 働く女性の家内
うきは市男女共同参画課(Tel77-2661)

現・うきは市働く女性の家の 愛称を募集します



うきは市働く女性の家は、来年4月1日より施設名を変更し、うきは市における男女共同参画推進のための施設へと生まれ変わる予定です。現在行っている講座等の事業も継続しながら、男女・年齢

等の枠を超えたより幅広い活動を行っていきます。

市民の皆様により親しんでいただくため、この施設の愛称を募集します。ぜひご応募をお願いします。

- ★**応募資格** どなたでも応募できます。 ★**募集期間** 10月1日(金)～11月1日(月)
- ★**応募方法** 下記の応募用紙をご持参・郵送・FAXいただくか、応募内容を官製はがき等にご記入の上ご郵送ください。
- ★**提出先・問合せ** 〒839-1401うきは市浮羽町朝田562番地11
働く女性の家内 うきは市男女共同参画課(Tel77-2661、FAX77-2681)

現・うきは市働く女性の家の愛称応募用紙

【応募締切:11月1日必着】

問合せ:うきは市男女共同参画課Tel 77-2661、Fax77-2681

氏名(ふりがな)	()	電話番号	
住 所			
愛 称			
愛称の理由			

うきは市 川柳 男女共同参画



かわせみの会・男女共同参画課協働作品(十七点)をシリーズで紹介いたします。皆様方も川柳をつくってみませんか！

退職し
帰り待つ役
交替す

男女共同参画は
女と男の
思いやり

キリトリセン



農業者年金の加入で老後の安心を！

★将来の備えの必要性は・・・

◎生活水準の向上や医学の発達によって、平均寿命が伸びています。これは、**老後に必要となるお金が昔より大幅に増える**ことを意味します。◎子どもの数が減っています。昔のように家族で、**高齢者となった親の生活支えることが難しくな**ってきていることを意味します。◎将来の暮らしの予測が困難なことです。将来の社会の状況は予測不可能です。これは、**自分の力だけで老後を設計することに限界がある**ことを意味します。



老後の生活の頼りは公的年金です・・・農業者年金の6つのメリット

①少子高齢化時代に強い積立方式（確定拠出型）で終身もらえる公的年金です

将来の年金受給に必要な原資は、自ら積み立てた保険料と、その運用による実績によって受給額が決まる**積立方式の確定拠出型年金**です。そのため、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度です。

②農業者の方なら広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は、誰でも加入できます。また、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。旧制度（平成13年12月末まで）の加入者で特例脱退未受給者も60歳未満であれば加入できます。

③保険料の額は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、**自分で保険料を決められます**（月額20,000円～67,000円の間、千円単位で自由を選択）。農業経営の状況や老後の設計に応じて、いつでも見直すことができます。

④終身年金で80歳までの保証付きです

年金は終身にわたって受け取れますが、仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、**死亡した翌月から80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給**されます。

⑤税制面でも大きなメリットがあります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税となります（個人年金の場合、控除の上限は、5万円）。さらに、将来受けとる農業者年金は、公的年金等控除の対象となります。

⑥農業の担い手には、手厚い政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告者など、農業の担い手となる方は、国から月額1万円（基本保険料2万円に対して）の**保険料補助**があります。

※**保険料補助は次の3つの要件が必要** (1)60歳までに保険料納付期間が20年満たされること（平成13年12月末までの旧年金制度加入者の保険料納付済期間も合算可能。この場合、脱退一時金等受領者は対象外）、(2)必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること、(3)配偶者・後継者等の加入の場合、家族経営協定の締結が必要。

※最長20年間の保険料補助が受けられます

35歳未満であれば、要件を満たしているすべての期間。35歳以上であれば、10年以内。通算して、最長20年間の保険料補助が受けられます。

※国庫補助額も自分の年金として受け取れます

自分が納めた保険料と国からの保険料補助を個人ごとに積み立て運用され、原則65歳から年金として受給できます。この場合、農地等の経営継承が必要となります。

★農業者年金の加入のポイント

早く加入するほど有利（複利効果で運用益のアップが期待できます）。下記の試算をご覧ください。

【収入】 国民年金を20歳～60歳まで40年間加入の夫婦世帯の場合年金月額 66,000円×2名 = **132,000円**

【支出】 統計資料から見ると、農業者の老後の家計費（夫婦） = 現金支出で**約230,000円**

★**収支** (132,000円 - 約230,000円) は、**10万円の不足となります**。この不足額の上乗せを農業者年金でカバーしましょう！

※**くわしい内容は、最寄りの農業委員さん、農業委員会事務局までお尋ねください。**

●うきは市農業委員会事務局 Tel.75-4976

